

## リフラクトリーセラミックファイバーに関する国内規制の動向

セラミックファイバー工業会

### 1. 規制化について

厚生労働省では、平成 18 年から、IARC(国際がん研究機関)で発がん性評価が 2B 以上の物質等について、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に基づくばく露評価の結果と有害性評価の結果により化学物質のリスク評価を行い、リスクの高いものについて規制措置の検討及び導入を実施してきました。

リフラクトリーセラミックファイバー(以下 RCF<sup>\*</sup>と称す)は人体での調査で発がん症例は認められていませんが、一部の動物実験の結果より発がん性が認められ、IARC の 2B に分類されているため、厚生労働省でリスク評価を行った結果、特定化学物質障害予防規則(特化則)に規定される特別管理物質かつ特定化学物質の管理第二類物質として規制される予定となっています。

<sup>\*</sup>RCF はアルミナ( $Al_2O_3$ )とシリカ( $SiO_2$ )を主成分とした非晶質(ガラス質)の人造鉱物繊維で、別名セラミックファイバーと呼ばれます。一般的な化学組成は  $Al_2O_3$  が 30~60 重量%、 $SiO_2$  が 40~60 重量%、 $RnOm$  が 0~20 重量%(R は Zr 又は Cr)。尚、本対象に結晶質のアルミナファイバーは含まれません。

### 2. 規制の対象

- ・今回決定した規制対象作業は、「RCF の製造・取扱い作業」です。バルクやブランケット、ボード類の製造、加工などの作業が該当します。また、炉などへのブランケット類の取付け施工、補修、解体についても対象作業として含まれます。
- ・ただし、「バインダー等で処理されたボード、真空成形品等の発じんのおそれの低い製品を、切断等加工せず取り扱う作業」については、適用除外となる見込みです。

### 3. 規定される健康障害防止措置内容

特化則が改正された場合、RCF の健康障害防止措置として、容器・包装への表示の他、製造・取扱作業について、主に以下の項目が予定されています。

- ①局所排気装置の設置、②作業主任者の選任、③掲示、作業記録の作成・保存(30 年)等特別管理物質としての措置、④関係者以外立入禁止の措置、⑤作業環境測定の実施、⑥健康診断の実施、⑦清掃

また、炉等の施工・補修・解体工事など現場作業では、別途、作業場所以外への飛散防止のための措置や、呼吸用保護具の使用等が必要とされているので、その方向で規制される見込みです。

### 4. 施行のスケジュール

現在公表されている特化則改正の最短スケジュールは以下の通りです。

表 RCF の国内規制化検討スケジュール

平成 27 年 6 月頃	法改正案についてパブリックコメントを実施
平成 27 年 8 月頃	改正政令、規則の公布
平成 27 年 11 月頃	改正政令、規則の施行(規制内容によっては 1 年程度の施行猶予あり)

- <sup>\*</sup> 本内容は、厚生労働省平成 26 年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(ナフタレンおよびリフラクトリーセラミックファイバー(別名セラミックファイバー、RCF)の健康障害防止措置の検討結果について)を参考としています。また、2、3 の規制の対象及び措置内容等については、平成 27 年 2 月 6 日に公表された「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」において必要とされた健康障害防止措置を導入するために、現在厚生労働省で検討中であり、パブリック・コメント等の結果、規制内容について変更が生じる場合があります。

以上